



入船だより

横浜市立入船小学校
校長 松本 久美子
学校だより 10月号
令和8年9月29日発行

便利な世の中だけど・・・

実際に顔を合わせなくてもネットの世界でつながることができたり、同時にゲームを楽しめたりできる便利な世の中になりました。私が子どものころにはありえなかった光景です。

SNS を介したやり取りの中でけんかになったり、いじめにつながる表現があつて傷つけられたりする事例がよく起こっています。ネットゲームの中でのトラブルに端を発して学校でのけんかに発展した例もあります。また、外部の人とつながって仲良くなり（なった気がして）個人情報を伝えてしまったり、会う約束をして実際に会いに行ってしまうたり、相手の要望に応じて画像や動画を送ってしまったりした事例も、他校の情報としてよく耳にします。現代の犯罪のほとんどがパソコンやスマホ、タブレットを使っているとも言われています。

デジタルタトゥーというように、ネットに広がってしまった情報は簡単に消すことができません。匿名で書き込みをしてもそれが犯罪であれば調べられて発信者は特定されてしまいます。ネットの情報は世界中に広がるため、誰がどんな目的で見てその情報をどう活用するかわかりません。

子どもがネットの世界に入るということは危険と隣り合わせになっているということです。被害者になる場合もありますが、何の気なしにやったことで加害者になってしまうこともあり得ます。訴訟になって損害賠償の責任を負うのは保護者です。場合によっては数千万、億単位の賠償を負った例もあります。

学校でもネットを使うことの怖さと正しい使い方を繰り返し伝えていきますし、子どもたちが閲覧した履歴は確認でき、誤った使い方をしている時には個別に指導もしています。

家庭でもぜひ見直しをしてください。わが子のプライバシーは保護者の管理のもとにあります。Instagram や TikTok などの SNS を使用するのは 13 歳以上という年齢制限があります。保護者の責任のもとで使わせるのであれば「誰と何のやりとりをしているのか」保護者としてチェックをしてほしいと思います。そしてご家庭でも正しいネットの使い方をお話ししてほしいと思います。

子どもを犯罪とかかわらせないために、ぜひ協力していきましょう。

携帯電話・GPS の持ち込みについて

携帯電話・GPS（通話機能付きを含む）をお子さんに持たせる場合は学校への届け出をお願いしています。高価なものですし、使い方を誤るとお子さんの身に危険が及ぶこともあるからです。以下の手順をお願いします。

- ① 保護者が校長と面談をする。（持たせる目的を確認します）
- ② 面談時に「携帯電話等所持許可願」を記入する。
- ③ 許可願のコピーを持ち帰り、保管する。
- ④ お子さんと使用上のルールを確認する。（ルールは許可願に書いてあります）

